

参 考 資 料

○令和4年度一人当たり国保保険料（税）調定額	1
○医療費の動向	2
○医療保険制度の体系	3
○各保険者の比較	4
○市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（全国）	5
○市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（岡山県）	6
○令和6年度の国保財政	7
○制度別の財政の概要（令和3年度）	8

令和4年度一人当たり国保保険料(税)調定額(※1)(調定額順)

令和4(2022)年度被保険者数(全体=①+②)
351,324人

①40～64歳(介護保険第2号被保険者)除く(※2)
248,912人(70.8%)

②40～64歳(介護保険第2号被保険者)(※2)
102,412人(29.2%)

(医療分+後期分)

市町村	調定額(円)	順位
早島町	105,964	1位
岡山市	89,532	2位
新見市	89,066	3位
総社市	88,688	4位
高梁市	88,002	5位
市町村平均	85,191	
井原市	84,905	6位
倉敷市	84,777	7位
津山市	84,370	8位
真庭市	83,861	9位
瀬戸内市	83,069	10位
赤磐市	82,574	11位
備前市	82,136	12位
奈義町	81,430	13位
西粟倉村	81,146	14位
美作市	79,724	15位
浅口市	79,314	16位
笠岡市	78,767	17位
勝央町	76,629	18位
和気町	76,060	19位
鏡野町	75,749	20位
玉野市	74,149	21位
新庄村	72,130	22位
矢掛町	71,927	23位
美咲町	69,853	24位
吉備中央町	69,370	25位
久米南町	62,521	26位
里庄町	59,274	27位

(医療分+後期分+介護分)

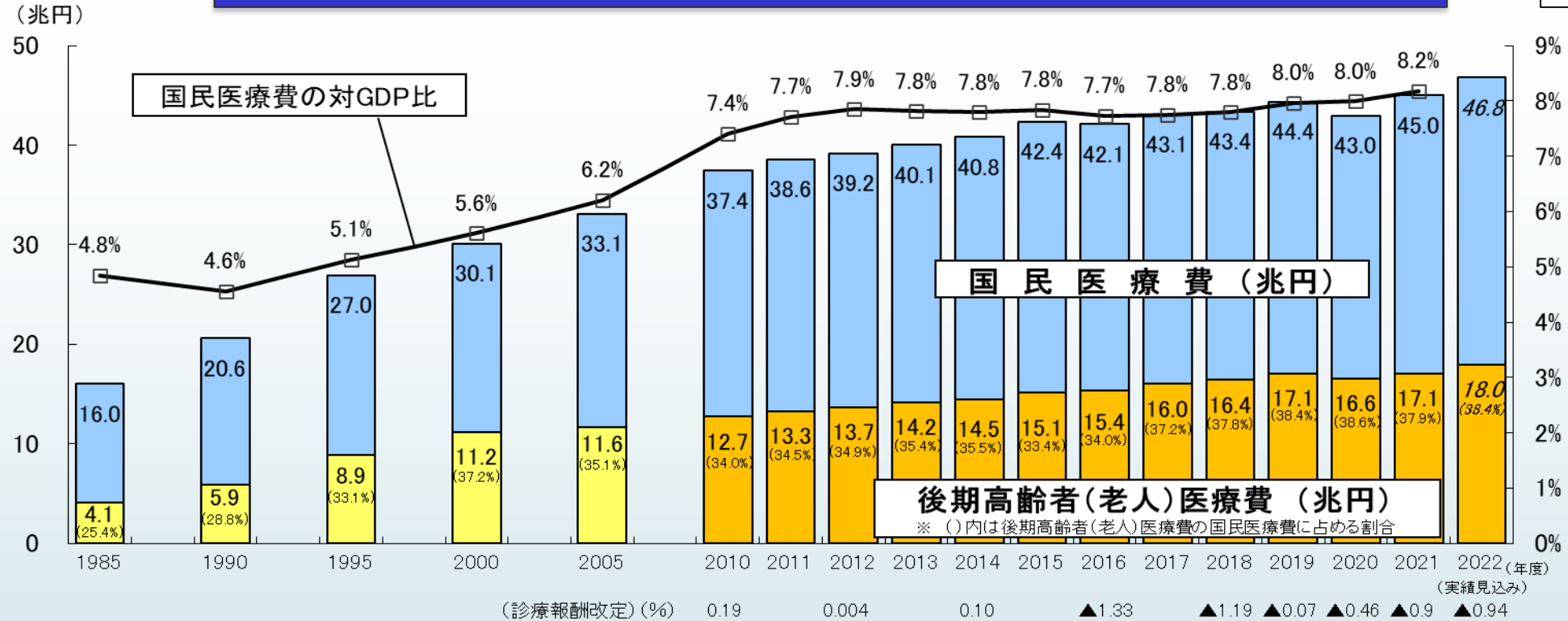
市町村	調定額(円)	順位
早島町	132,298	1位
新見市	113,909	2位
岡山市	112,543	3位
高梁市	112,086	4位
総社市	111,258	5位
市町村平均	107,064	
倉敷市	106,933	6位
真庭市	106,369	7位
瀬戸内市	105,831	8位
井原市	105,814	9位
津山市	104,511	10位
西粟倉村	103,308	11位
赤磐市	100,970	12位
美作市	100,343	13位
備前市	100,147	14位
浅口市	100,018	15位
奈義町	99,373	16位
和気町	99,370	17位
笠岡市	96,900	18位
勝央町	94,932	19位
鏡野町	94,111	20位
玉野市	92,752	21位
美咲町	90,623	22位
矢掛町	89,825	23位
吉備中央町	89,397	24位
新庄村	82,019	25位
久米南町	80,202	26位
里庄町	78,252	27位

(※1) 保険料(税)調定額とは、保険料(税)算定額から軽減額等を差し引いた、実際に被保険者に賦課される額のことをいう。

(※2) 40～64歳(介護保険第2号被保険者)の被保険者は、医療保険分と後期高齢者支援金分に、介護保険分を合わせて国保の保険料(税)として納める。それ以外の被保険者は、医療保険分と後期高齢者支援分を国保の保険料(税)として納める。(なお、65歳以上の被保険者は、介護保険料を別に納める。)

医療費の動向

厚生労働省資料



<対前年度伸び率>

(%)

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
	(S60)	(H2)	(H7)	(H12)	(H17)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
国民医療費	6.1	4.5	4.5	▲1.8	3.2	3.9	3.1	1.6	2.2	1.9	3.8	▲0.5	2.2	0.8	2.3	▲3.2	4.8	4.0
後期高齢者(老人)医療費	12.7	6.6	9.3	▲5.1	0.6	5.9	4.5	3.0	3.6	2.1	4.4	1.6	4.2	2.5	3.8	▲2.9	3.1	5.3
GDP	7.2	8.6	2.6	1.4	0.8	1.5	▲1.0	▲0.1	2.7	2.1	3.3	0.8	2.0	0.2	0.0	▲3.5	2.4	-

注1 GDPは内閣府発表の国民経済計算による。

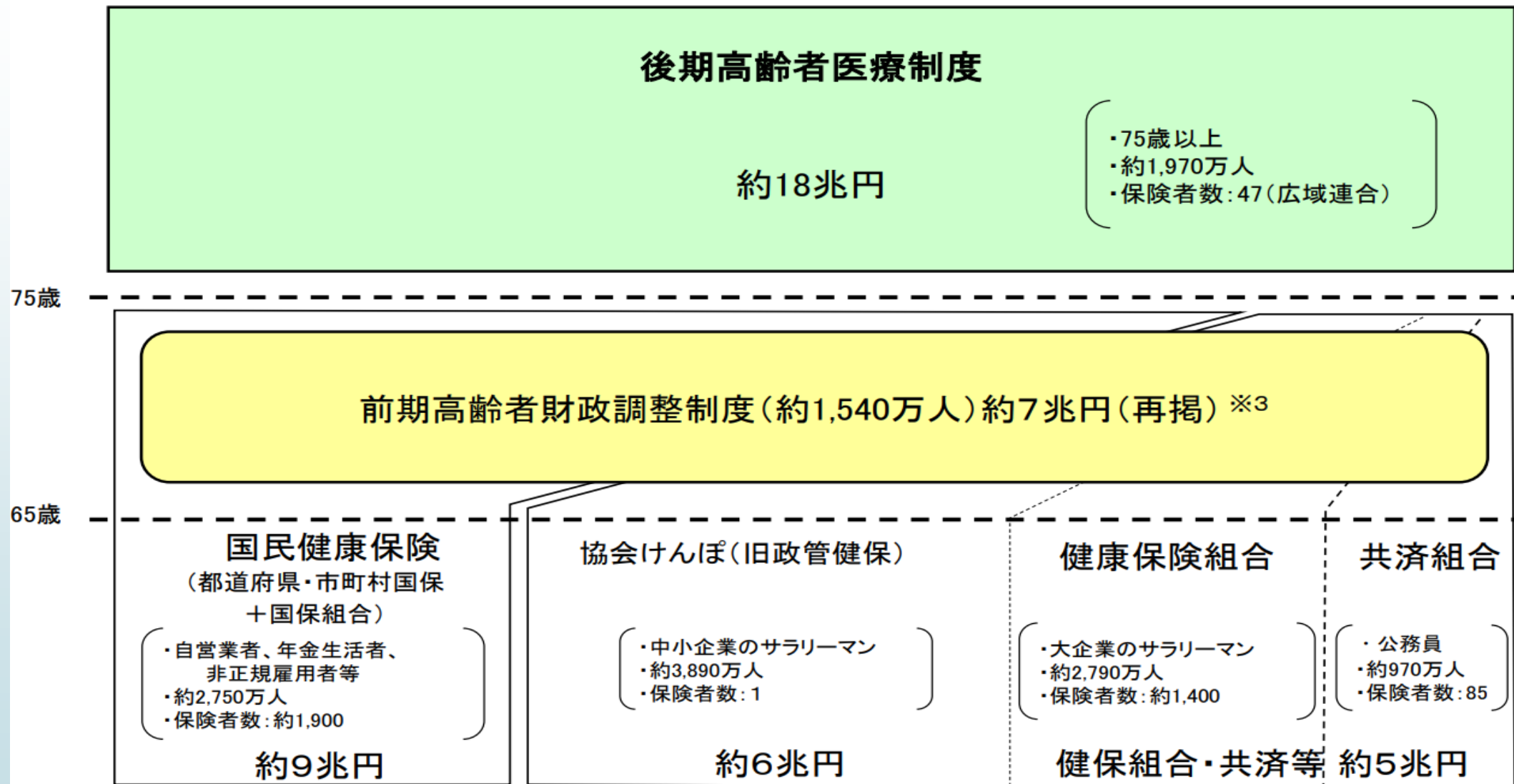
注2 後期高齢者(老人)医療費は、後期高齢者医療制度の施行前である2008年3月までは老人医療費であり、施行以降である2008年4月以降は後期高齢者医療費。

注3 2022年度の国民医療費(及び2022年度の後期高齢者医療費。以下同じ。)は実績見込みである。2022年度分は、2021年度の国民医療費に2022年度の概算医療費の伸び率(上表の斜字体)を乗じることによって推計している。

(※1) 70~74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。2014年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

医療保険制度の体系

厚生労働省資料



※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和5年度予算案ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約11万人)、経過措置として退職者医療がある。

※3 前期高齢者数(約1,540万人)の内訳は、国保約1,100万人、協会けんぽ約320万人、健保組合約90万人、共済組合約20万人。

各保険者の比較

厚生労働省資料

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和4年3月末)	1,716	1	1,388	85	47
加入者数 (令和4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	4,027万人 〔被保険者2,507万人 被扶養者1,519万人〕	2,838万人 〔被保険者1,641万人 被扶養者1,197万人〕	869万人 〔被保険者477万人 被扶養者392万人〕	1,843万人
加入者平均年齢 (令和3年度)	54.4歳	38.7歳	35.7歳	33.1歳	82.9歳
65～74歳の割合 (令和3年度)	45.2%	8.2%	3.5%	1.6%	1.6%(※1)
加入者一人当たり 医療費(令和3年度)	39.5万円	19.4万円	17.1万円	16.7万円	94.0万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (令和3年度)	93万円 〔一世帯当たり 140万円〕	169万円 〔一世帯当たり(※3) 272万円〕	237万円 〔一世帯当たり(※3) 408万円〕	252万円 〔一世帯当たり(※3) 458万円〕	88万円
加入者一人当たり 平均保険料 (令和3年度)(※4) ＜事業主負担込＞	8.9万円 〔一世帯当たり 13.5万円〕	12.2万円＜24.4万円＞ 〔被保険者一人当たり 19.6万円＜39.2万円＞〕	13.5万円＜29.5万円＞ 〔被保険者一人当たり 23.2万円＜50.8万円＞〕	14.2万円＜28.5万円＞ 〔被保険者一人当たり 25.9万円＜51.8万円＞〕	7.6万円
保険料負担率	9.6%	7.2%	5.7%	5.6%	8.6%
公費負担	給付費等の50% ＋保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助		給付費等の約50% ＋保険料軽減等
公費負担額(※5) (令和6年度予算案ベース)	4兆1,353億円 (国2兆9,819億円)	1兆1,344億円 (全額国費)	1,253億円 (全額国費)		9兆3,232億円 (国5兆9,227億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である(令和3年度税制に基づき算出)。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。

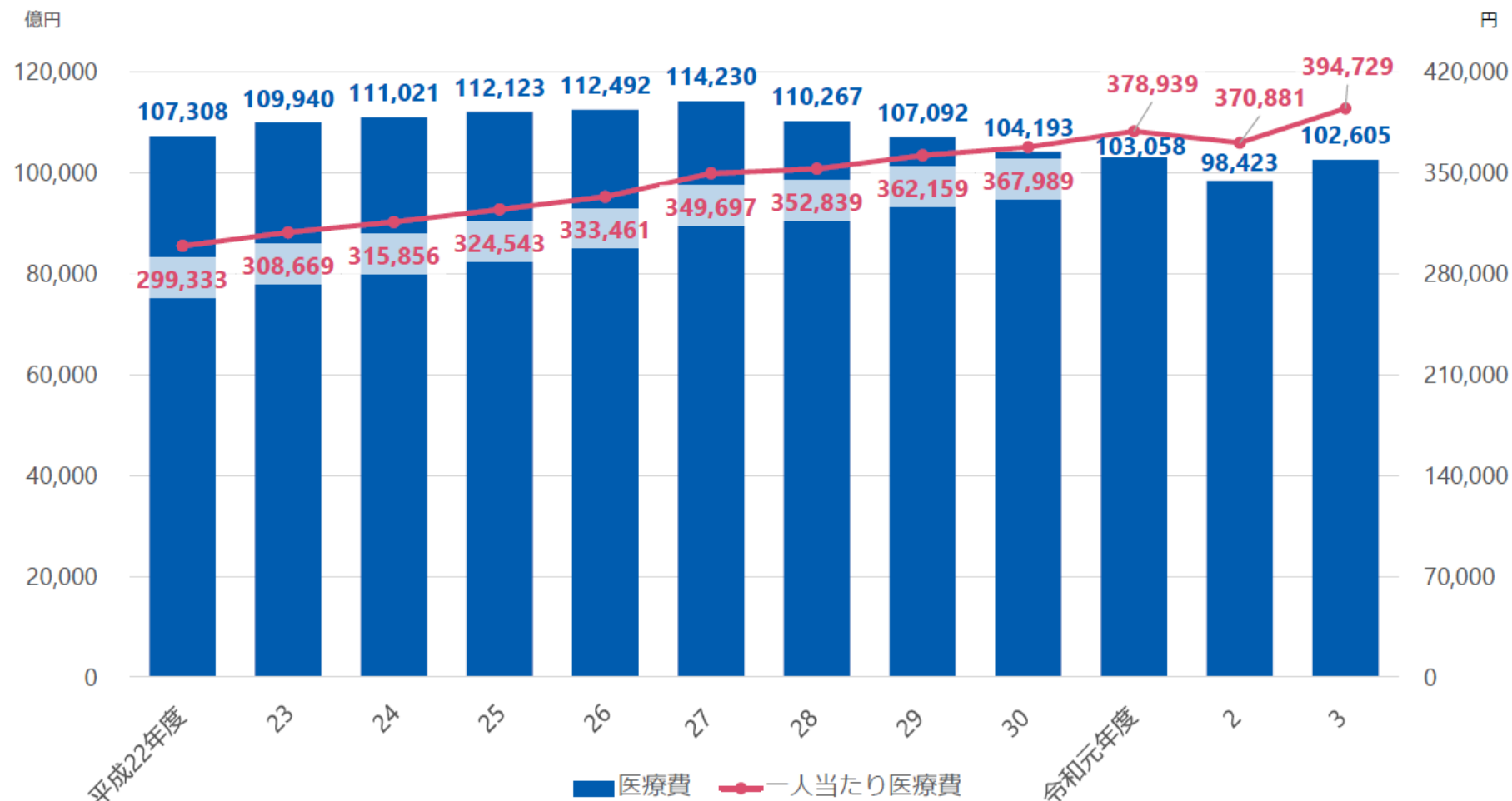
(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（全国）

厚生労働省資料

- 市町村国保の医療費は平成28年度以降減少傾向にあり、令和3年度には10兆2,605億円となっている。
- 一人当たり医療費について、令和3年度には394,729円となっている。

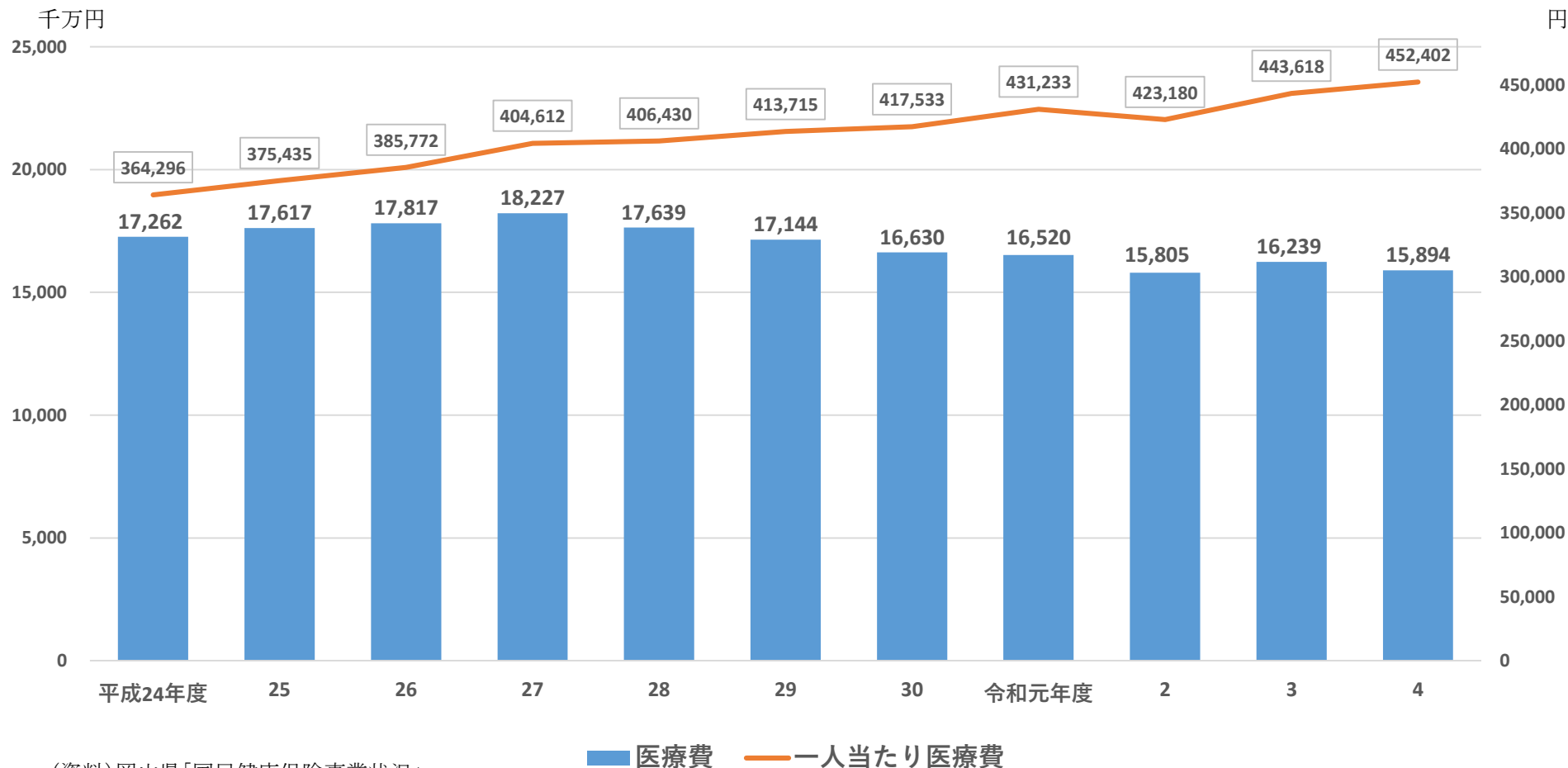


(資料)厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

(注)3月～2月診療ベース

市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（岡山県）

- 市町村国保（岡山県）の医療費は平成28年度以降減少し、令和4年度には約1,589億円となっている。
- 一人当たり医療費は継続して増加しており、令和4年度には452,402円となっている。



(資料)岡山県「国民健康保険事業状況」

(注)3月～2月診療ベース

100億円
単位

令和6年度の国保財政

厚生労働省資料

(令和6年度予算ベース)

医療給付費等総額： 約103,400億円

市町村への地方財政措置：1,000億円

保険者努力支援制度

- 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。
予算額：約1,300億円

特別高額医療費共同事業

- 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 国庫補助額：60億円

高額医療費負担金

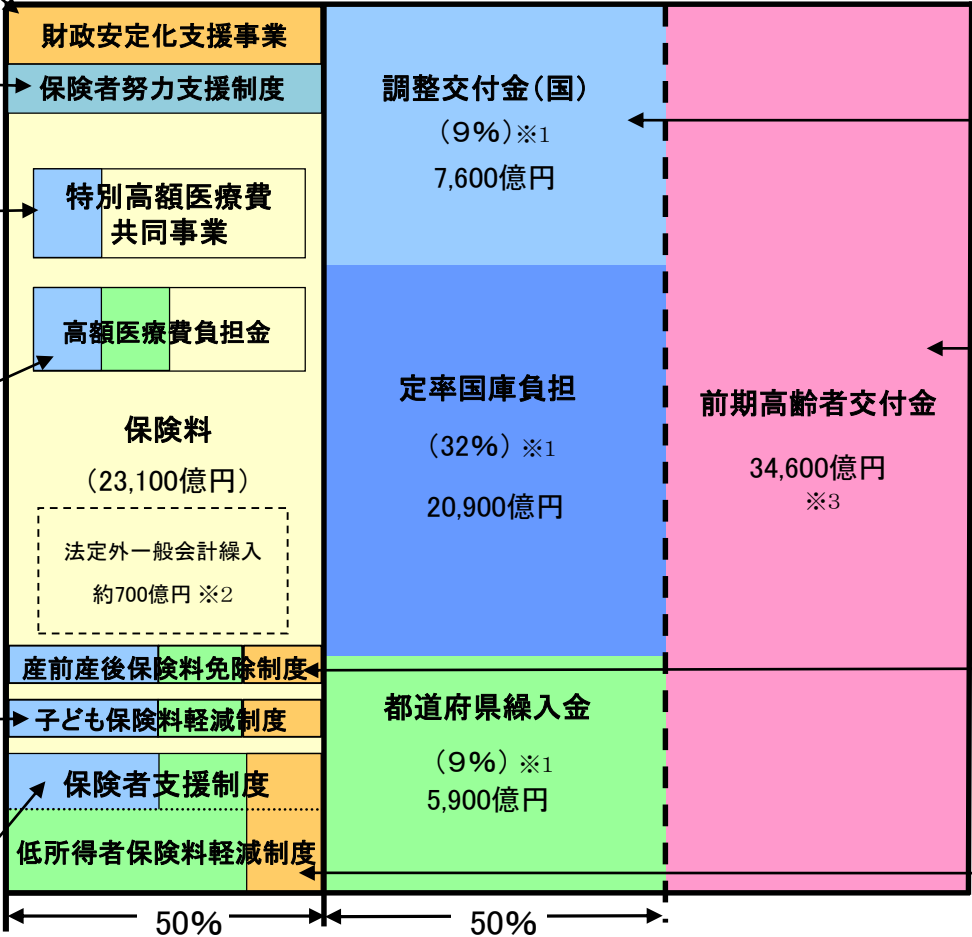
- 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。
事業規模：4,000億円、国庫補助額：1,000億円

子ども保険料軽減制度

- 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。
事業規模：80億円、国庫補助額：40億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

保険者支援制度

- 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。
事業規模：2,600億円、国庫補助額：1,300億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)



調整交付金(国)

- 普通調整交付金(7%)**
都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
- 特別調整交付金(2%)**
画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。

前期高齢者交付金

- 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。

産前産後保険料免除制度

- 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を公費で支援。
事業規模：15億円、国庫補助額：8億円
(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

低所得者保険料軽減制度

- 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。
事業規模：4,300億円
(都道府県 3/4、市町村 1/4)

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある

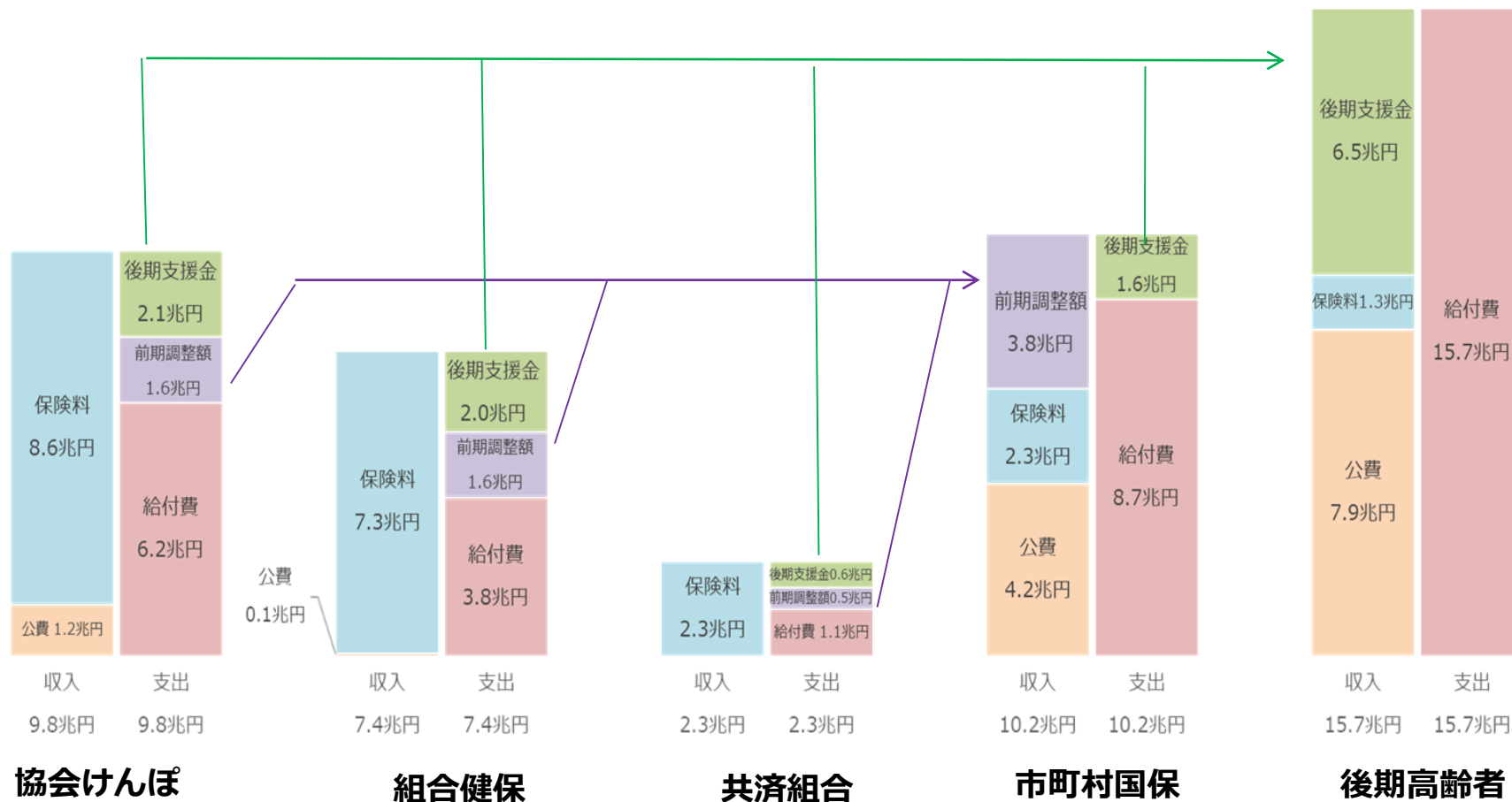
※2 令和3年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額

※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

制度別の財政の概要（令和3年度）

厚生労働省資料

医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みとなっています（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担しています。（後期支援金）



注1 前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため。

注2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。